

平成25年7月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸様

和歌山県環境影響評価審査会  
会長 濱田學昭

「(仮称)中紀ウィンドファーム事業計画に係る環境影響評価方法書」に対する  
環境保全の見地からの意見について

平成25年5月22日付け24環生第503号で照会のあった標記について、和歌山県環境影  
響評価審査会の意見を下記のとおり回答します。

## 記

### 1 総括事項

- (1) 管理用道路、残土処分場、沈砂池等を含む主要設備の位置・規模・構造や改変・伐採面積、使用機材等の機数や諸元を含む工事計画などの事業内容を、準備書において可能な限り詳細に記載し、それらを踏まえた適切な環境影響評価の項目や手法とすること。
- (2) 事業計画の具体化に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から、複数案の検討などにより風車等の基数・配置・構造等の決定、改変面積の最小化や環境保全措置等の検討を行うこと。また、近隣風力発電事業との複合的な影響についても考慮し、その検討の経緯及び内容を準備書において明らかにすること。
- (3) 環境影響評価を行うに当たっては、その時点での最新の知見に基づき調査、予測及び評価等を行うこと。また、環境影響評価に係る手続中及び事業実施中に新たな環境影響が明らかになった場合や新たに希少な野生動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、必要に応じ項目・手法等の見直しや新たな環境保全措置の検討を行うこと。
- (4) 調査、予測、評価を行うに当たり鳥類以外の項目についても、必要に応じて調査実施前に専門家等の意見を聞くなど手法等の妥当性について再検討すること。特に動植物の調査について、調査範囲の設定根拠を具体的、客観的に記載し、必要に応じ広めに設定するとともに、調査対象の特性を踏まえ適切な地点、時期に実施すること。な

お、当該助言を受けた場合は、その内容、当該専門家等の専門分野を準備書で明らかにし、所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

(5) 事業実施区域内の岩石の崩落や斜面崩壊による周辺環境への影響、表流水の流況の変化や保水力低下による水環境や動植物等への影響について、適正に配慮すること。

また、その内容、検討経過等を準備書に記載するとともに、必要に応じて評価項目として設定し、動植物、生態系、景観等の項目に反映すること。

## 2 個別事項

### (1) 騒音について

(ア) 風力発電機について、メーカー、機種、定格出力（最大出力）時のパワーレベルやその際の風速、純音成分の有無などの諸元を準備書に記載すること。

(イ) 施設の稼働に係る騒音、低周波音の調査、予測、評価は、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を踏まえて、環境影響が最大になると考えられる条件下や夜間など静穏な状態からの増加分について行うこととし、調査は代表的な時期に1週間程度行うこと。

200Hz までの帯域についても、周波数別に調査、予測、評価を行い、必要に応じて純音成分についても考慮すること。

(ウ) 現況の把握に当たっては、除外音処理を適切に行い、手法等を準備書に記載すること。また、騒音等の予測、評価に当たっては、振幅変調音について考慮すること。

(エ) 近隣風力発電事業による複合的な影響についても、必要に応じ調査、予測、評価を行うこと。

(オ) 事業実施区域及びその周辺は騒音に係る環境基準が設定されておらず当該基準と比較することは適当ではないので留意すること。

### (2) 水質について

(ア) 取排水の具体的な計画を準備書に記載するとともに、供用後の管理事務所からの排水による水の濁り、水の汚れを項目として設定し下流河川への環境影響について調査、予測、評価を行い必要に応じ環境保全措置を検討すること。また、取水について土地の改変等を伴う場合は、その影響についても評価項目として選定すること。

(イ) 残土処分場や事業実施に伴う法面からの濁水による影響が考えられることから、土地又は工作物の存在に係る水質について、評価項目として選定すること。

### (3) 動物について

(ア) 日の岬は、すでに風車が一基稼働していることに留意し、渡鳥の調査に当たってはその影響に留意するとともに、必要に応じて調査手法等について、再検討すること。

(イ) コウモリについても風車との接触による影響について調査、予測、評価を行うこと。

(ウ) 建設機械の稼働による猛禽類の営巣への影響が考えられる場合は、建設機械の稼働についても調査、予測及び評価を行うこと。

(エ) 事業実施区域周辺にはクマタカが生息しており猛禽類の生息状況の調査期間については、2営巣期以上とすること。

(オ) ヤマアカガエル、カスミサンショウウオなどの両生類は冬季が産卵時期のため必要

に応じて冬季の調査を行うこと。

(4) 植物について

(ア) 植生の現地調査結果については、証拠標本や画像データなどを明らかにして客観性を担保すること。

(イ) 本事業実施後の種多様性や植生、重要な種の変容について、和歌山県内ならびに同様な気候帯・植生帯で既に実施された風力発電事業による事後モニタリング結果を可能な範囲で調査し、その結果を踏まえ予測と評価を行い、対策に務めること。

(5) 景観について

調査、予測及び評価について、四季の変化による特性を把握出来る時期や最多利用期など適切な時期を設定すること。

(6) 人と自然との触れあい活動の場について

バードウォッチング、山歩き、川遊び、花見、温泉として利用されている場など日常的な人と自然との触れあい活動が一般的に行われる場の状態及び利用の状況についても調査し、必要に応じ地形改変及び施設の存在に係る評価項目として設定のうえ予測、評価を行うこと。

特に風車の稼働や管理事務所からの生活排水の排出により広川公園やホタル生息地などへの影響が懸念されることから必要に応じ評価項目として設定すること。

(7) 廃棄物等について

切土、盛土の位置、残土発生量と処分方法を、環境に配慮した事項及びその検討経緯とともに準備書に詳しく記載すること。また、評価項目として選定すること。